

<Focus>

女性の労働市場参入促進と 教育訓練による所得格差の縮小を提言 ——OECDが報告書を公表

国際研究部

経済協力開発機構（OECD）は、新興諸国を中心に拡大しつつある所得格差が経済成長を防げるとして、格差を縮小するための政策を五月二二日に公表した報告書で提言した。OECD加盟三四カ国を対象とした所得格差の分析によると、人口の上位一〇%の富裕層と下位一〇%の貧困層の所得格差は九・六倍である。この数字は、一九八〇年代の七倍から、二〇〇〇年代の九倍へと拡大し、今回の調査時点である二〇一三年に更に拡大した。

四つの政策パッケージを提言 ——女性の職場進出と技能向上のための施策

これまで、OECDは、一四年一二月に公表した調査結果において、所得格差が拡大することによって、経済成長は低下することを示していた⁽¹⁾。一九八五年から二〇〇五年にかけての格差変動の数値とそれ後の累積的成長（一九九〇年～二〇一〇年）に対する影響を推計した。ジニ係数が示すOECD諸国における所得格差の上昇幅が過去二〇年間の平均で二ポイントであったが、その後の経済成長率は二五年間にわたり毎年〇・三五%ずつ押し下げられ、累積的なGDP減少率は二五年間で八・五%となる。

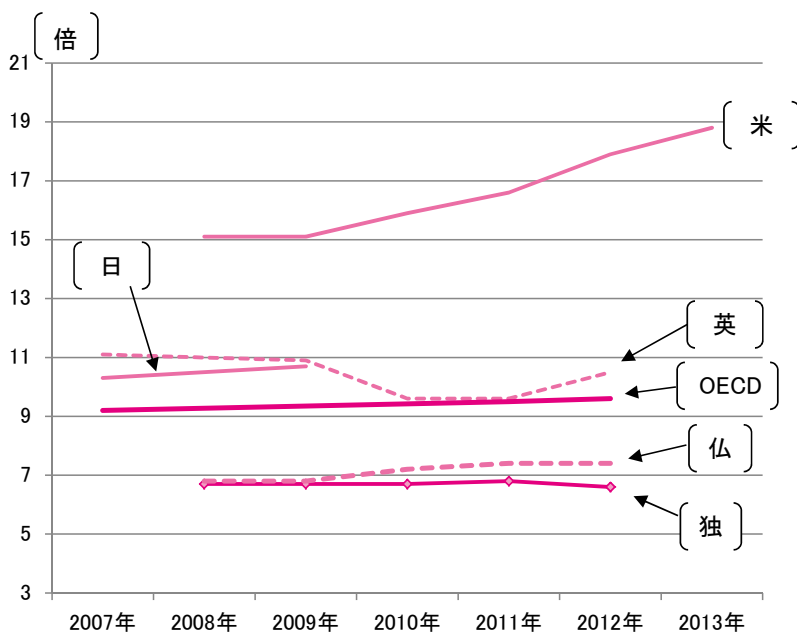
所得格差が経済成長率を押し下げる要因には、貧困層ほど教育への投資が落ち込むことがある。所得格差が拡大するにつれ、低学歴の両親を持つ個人は、知識や技能の水準が悪化する⁽²⁾。経済成長を持続させるためには、こうした状況下にある下位四〇%の所得層を対象とする政策の実施が不可欠である。

ある。貧困防止対策や所得の再分配、質の高い学校教育や職業訓練、公共サービスの拡充、機会均等化を進めるための長期的な社会的投資が必要であるとOECDは指摘していた。

今回公表した報告書では、教育を受ける機会が失われることへの経済成長率に対する悪影響に加えて、パートタイム労働者や有期契約労働者、派遣、請負といった非典型労働者の増加をあげている。こうした労働者の所得は、常用雇用のようないわゆる典型労働者と比較して低い。非典型労働者の増加は雇用機会が創出されているというプラスの面がある一方で、所得格差拡大にマインナスの影響を与えているとする。

このような分析のもとで、所得格差拡大を解消して経済成長率を向上させるために、各国の政策立案者が次の四つの政策パッケージを実施すること

図表1 主要各国の所得格差の推移（2007年～2013年）



資料出所：OECD 所得分布データベース（IDD）より作成。

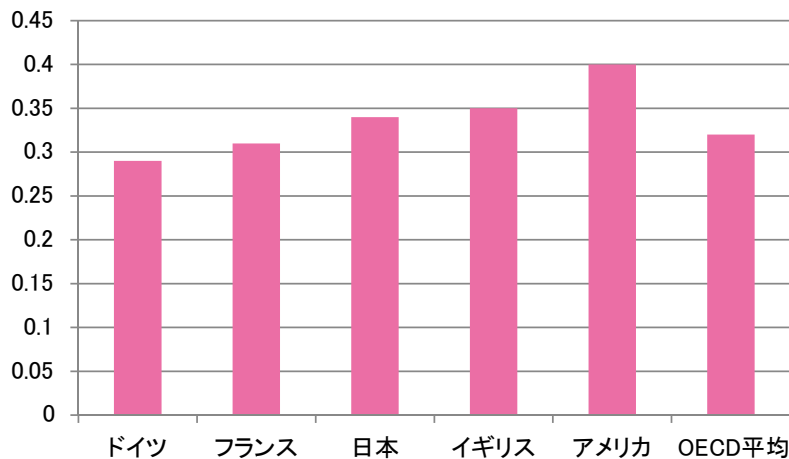
の創出、③生涯にわたってスキルを向上していきけるような教育訓練の場の整備、④所得の移転と再分配の制度の確立、である。

**OECD平均より
格差が大きい米英日**

次に、各国の所得格差の状況をみてみよう。

OECDは『格差縮小に向けて（In It Together: Why Less Inequality Benefits All）』と題した報告書を公表し、過去三〇年で所得格差が最大になっていると指摘している。

図表2 主要各国のジニ係数



資料出所：OECD 所得分布データベース（IDD）より作成。

日本については、失業者や子供のいる家庭に対する公的給付などの政策が評価された一方、税や給付による所得再分配の取り組みがOECD諸国と比較して進んでいないことが指摘された⁽³⁾。非典型労働に関しては、正社員などの典型労働者よりも賃金が低く、しかも女性の占める割合が多いことが指摘された。所得格差を縮めるためには、パートタイム労働者⁽⁴⁾を対象として健康保険や年金などの社会保険加入の拡大や正社員転換を促す施策の必要性を指摘している。具体的には、法令遵守させるための仕組みづくりや、正社員転換に必要な教育訓練機会の創出、企業内での昇進の基準となる日本版職業能力評価制度の構築とともに、女性の就業率を高め

るための政策実施を提言している。イギリス／税制改革による育児支援とユニバーサル・クレジットの改革をイギリスは景気回復による雇用創出によって失業率が他国に比べて低い水準にある⁽⁵⁾。しかし、その一方で、新規雇用創出は独立自営かパートタイム労働に集中している。非典型労働は所得が著しく低く、無期フルタイム労働への転換の機会が増えていない。そのため、非典型労働の増加が格差や貧困の増加の一因だと考えられる。税・給付などの所得再分配により貧困削減には一定の効果がみられるが、現行の税・給付制度はパートタイムからフルタイムへの転換に対する阻害要因となっており、非典型労働者の貧困率は高止まりしている。加えて、二〇〇七年以降の税・給付制度改革は、所得の再分配機能が低下している傾向がみられる。所得中位層は税引き後の所得が増えたが、子を持たない低所得失業者と高所得者の所得は減少した。直近二〇年間における女性就業率と男女間賃金格差には変化がみられないことも課題として指摘されている。

したがって、イギリスについては、女性の就業率向上と、男女間賃金格差を縮小する政策が有効だとする。具体的には、女性の就業意欲を引き出すための税制度のあり方や育児支援といった政策を提案している。低所得者向け給付制度であるユニバーサル・クレジットがもたらす所得再分配や低所得労働者の就業意欲を高めることによる効果がどれほどであるかを検証する必要があるとともに、不動産などの資産に対する税率を高めるといった政策を提案している。

ドイツ／ミニジョブ就労者の社会保険適用条件の見直しをドイツでは、所得格差が二〇〇〇年代前半期に著しく拡大した⁽⁶⁾。所得上位一〇%と下位一〇%の差異は六・六倍になっており、一九八〇年代の五倍、一九九〇年代の六倍から拡大傾向がみられる。ドイツでは、他のOECD諸国と比較して、失業率が低いものの、貧困の緩和という点で、各種の政策による所得再分配の効果が不十分であると指摘された。

また、二〇一三年の非典型労働者の割合は約四〇%である。その割合が大きく伸びたのは、一九九五年から〇七年にかけてのことである。この間に非典型労働が一三%増加したのに対して、典型労働が八%減少した。同時期のOECD諸国では、非典型労働が七%と増加している一方で、典型労働も同様に一〇%増加したことと比べれば、違いは明らかである。

その理由は、ミニジョブが五六〇万人から七七〇万人に増加したことによると考えられる。テンポラリー労働者の所得は典型労働者の五六%程度となっており、他のOECD諸国と同じような問題を抱えている。

改善策として、女性がフルタイム労働に就くことを促す税制制度改革や育児支援、初等教育の質の向上、貧困状態にある若年者を対象とした中等教育就学や職業訓練機会の創出、ミニジョブ

主要各国の所得格差を所得上位一〇%と下位一〇%の差異という観点と比較してみると、日本が一〇・七倍（〇九年）、イギリスが一〇・五倍（二二年）、フランスが七・四倍（二二年）、ドイツが六・六倍（二二年）、アメリカが一八・八倍（二三年）となっている（OECD平均は九・六倍）（図表1）。

所得や資産の偏在の度合いをみる指標であるジニ係数による比較でも、同じような傾向がみられる。ジニ係数はゼロに近いほど格差が小さく、一に近いほど格差が大きいと解釈される。それによれば、アメリカが〇・四（一三年）で主要国の中でもっとも一に近

い水準にある。次いでイギリスの〇・三五（二二年）、日本の〇・三四（〇九年）である。OECD諸国平均が〇・三二（二二年）で、フランスが〇・三二（二二年）、ドイツが〇・二九（二二年）となっている（図表2）。

各国分析と政策提言

報告書は国別の分析と政策提言を行っている。以下、日本、イギリス、ドイツ、フランス、アメリカの概要を紹介する。

日本／パートタイム労働者の社会保険適用条件の改革を

就労者への社会保険の適用拡大、相続税改革などが提案されている。

フランス／女性非典型労働者の低い所得

フランスの所得格差はOECD諸国平均とほぼ同等の水準であるが、二〇〇七年から二〇一三年の間について見れば、多くのOECD諸国に比べて格差拡大の幅が大きい(7)。典型雇用労働者と非典型労働者の所得差は四〇％程度である。一九九五年から二〇〇七年の間の雇用創出のうち半数が非典型であるというように、非典型労働者の数が増え続けている。そのうち、女性が六三％を占めており、OECD諸国平均五五％と比べれば大きくなっていく。また、男女間の賃金は、女性が男性よりも一四％低く改善の余地がある」と指摘されている。

非典型労働からフルタイム雇用に転換することで所得格差を縮小する可能性があるが、フランスはその割合が高くない(8)。一方、税制度による所得格差縮小の効果は確認できるとする。〇九年の税制度改革で、中所得および低所得世帯の所得は純増している。

アメリカ／EITC等税による低所得者政策の実施

アメリカの所得格差は高い水準にあるり、しかも近年拡大する傾向にある(9)。

一三年の上位一〇％と下位一〇％の所得格差は約一九倍だった。この数字は、八〇年代の一・一倍、九〇年代の一・二・五倍から拡大を続けている。〇八年から一三年までの間に、所得下位一〇％の家計所得が三・二％減少したの

に対して、上位一〇％は一一％増加しており、内訳をみれば、上位の所得が増えているだけでなく、下位の所得が減少している。その傾向は、最近三〇年間の家計所得の変化をみれば明らかであり、下位一〇％が一九八五年から三・三％下がったのに対して、上位一〇％は二四％増えている。

所得格差縮小に関する施策については、給付付き勤労所得税額控除(Earned Income Tax Credit: EITC)のような制度が、失業者を就労に促す効果があるとして、評価している。だが、アメリカの税・給付制度には、フルタイム労働へ転換させる効果が弱いと指摘している。そのため、就労支援だけでなく、高額所得者に対する所得税率の引き上げや資本・資産に対する課税強化、社会資本への投資を通じた機会均等といった低所得者層の所得引き上げ政策の実施を提案している。

【注】

- 1 参考資料「特集・格差と成長」参照。
 - 2 OECD成人技能調査(PIAAC: Programme for the International Assessment of Adult Competencies)に基づく分析結果。日本語による国際成人力調査(PIAAC)結果は以下を参照。
(http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/data/Others/1287165.htm)
 - 3 OECDのホームページにおけるPIAACは以下のページを参照。
(<http://www.oecd.org/site/piaac/>)
 - 4 カントリーレポート(日本)参照。
(<http://www.oecd.org/japan/OECD2015-In-It-Together-Highlights-Japan.pdf>)
- この報告書において「非典型労働」とは、英語ではNon-standard workersであり、具体的には、「独立自営」「パートタイム労働者」「有期労働者」「臨時フルタイム労働者」があげられている。これとは別に、日本のカントリーレポート

ではNon-regular workersが併用されており、日本語では「非正規労働者」とされている。本稿では、OECDの報告書が「非正規労働者」として想定している労働者が主にパートタイム労働者という判断に基づき、単に「パートタイム労働者」としている。

- 5 カントリーレポート(イギリス)参照。
(<http://www.oecd.org/unitedkingdom/OECD2015-In-It-Together-Highlights-UnitedKingdom.pdf>)
- 6 カントリーレポート(ドイツ)参照。
(<http://www.oecd.org/germany/OECD2015-In-It-Together-Highlights-Germany.pdf>)
- 7 カントリーレポート(フランス)参照。
(<http://www.oecd.org/fr/france/OECD2015-Tous-Concernes-In-C3%Abgaliie-FRANCE.pdf>)
- 8 〇八年のテンポラリー労働者が一年時点でフルタイム労働に就いた割合は、イギリスで四八％、オーストラリアで三〇％であったのに対して、フランスでは二〇％にとどまっていた。
- 9 カントリーレポート(アメリカ)参照。
(<http://www.oecd.org/unitedstates/OECD2015-In-It-Together-Highlights-UnitedStates-Embargo-21May11amParisTime.pdf>)

【参考資料】

- OECD(2015) "In It Together: Why Less Inequality Benefits All"
(<http://www.oecd.org/social/in-it-together-why-less-inequality-benefits-all-9789264235120-en.htm>)
- OECD東京センターホームページ
(<http://www.oecd.org/tokyo/newsroom/improving-job-quality-and-reducing-gender-gaps-are-essential-to-tackling-growing-inequality-says-oecd-japanese-version.htm>)
- 『特集・格差と成長』(二〇一四年十二月) OECD雇用労働社会政策局
(<http://www.oecd.org/els/soc/Focus-Inequality-and-Growth-JPN-2014.pdf>)
- (ホームページの最終閲覧:二〇一五年六月四日)

(北澤 謙)

労働関係の法令を幅広く収録

労働関係法規集 2015年版

労働関係法規集
2015年版

社会生活に必携の労働関係法規を持ち運べるコンパクトサイズに収めました。基本的な法令のほか、必要な告示や指針等も収録し、労働法の学習だけでなく実務にも役立つよう編集しています。企業の人事担当者、労働組合の方はもちろん、広く一般の皆様にもご活用いただけます。

2015年版の主な改正法令等 ●短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律 ●労働安全衛生法
●過労死等防止対策推進法 ●専門的知識等を有する有期雇用労働者に関する特別措置法 など

B6判変型 864頁 2015年3月刊 ISBN978-4-538-14027-8

定価: 1,389円 +税

(ご注文・お問合せ先) 独立行政法人 労働政策研究・研修機構(JILPT) 成果普及課

〒177-8502 東京都練馬区上石神井4-8-23 Tel:03(5903)6263 Fax:03(5903)6115 E-mail:book@jil.go.jp